



平成 29 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 新 晃 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 武 田 昇 三
(コード番号 6 4 5 8 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 執 行 役 員 青 田 徳 治
管 理 本 部 長
T E L (03) 5640-4159
(06) 6367-1811

「株式付与E S O P信託」の導入に関するお知らせ

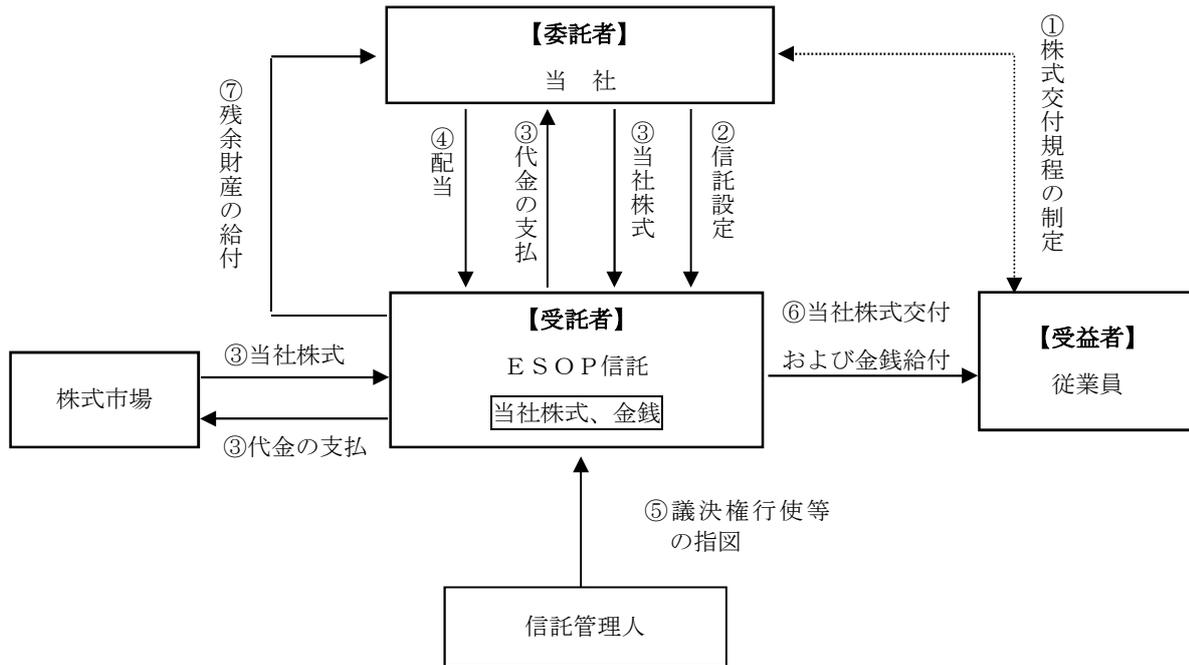
当社は、本日開催の取締役会において、当社および当社グループ従業員（以下「従業員」といいます。）を対象とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。なお、本制度の導入時期、期間、取得株式の総額等の詳細につきましては決定次第、改めてお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入について

- (1) 従業員のグループへの帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ることを目的として、本制度を導入します。
- (2) 本制度では、株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下、「E S O P信託」）と称される仕組みを採用します。E S O P信託とは、米国のE S O P制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、E S O P信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付するものです。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。
- (3) E S O P信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

2. E S O P信託の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際して株式交付規程を制定します。
- ② 当社は、受益者要件を充足する当社従業員を受益者とするE S O P信託を金銭で設定します。
- ③ E S O P信託は上記②で信託された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。
- ④ E S O P信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ⑤ E S O P信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 株式交付規程に従い、一定の要件を満たす当社従業員に対して、当社株式が交付されます（例外的に、信託内の当社株式を換価し、受益者に金銭で給付することもあります）。
- ⑦ E S O P信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、一定の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属します。

※受益者要件を充足する従業員への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、E S O P信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

以上